Ⅱ　WMTCモード法

1.　適用範囲

この技術基準は、ガソリンを燃料とする二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）及び原動機付自転車（原付自転車を除く。）（以下「二輪車等」という。）をWMTCモード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれるCO等の排出量の測定について適用する。

2.　定義

2.1.　m_kとは、乗車人員又は積載物品を乗車又は積載せず、かつ、燃料は燃料装置の90%以上を搭載し、冷却水及び潤滑油は全量を搭載し、試験二輪車等の製作者が定める工具及び付属品（スペアタイヤを含む。）を全て装備した重量をいう。

2.2.　m_{ref}とは、非積載車両の重量と運転者の重量の合計をいう。

2.3.　m_{rid}の公称重量は、75kgとする。

注記１　本基準で使用する記号は、別紙４にまとめる。

3.　一般要件

CO等の排出量に影響しやすい構成部品は、通常の使用状態において想定される振動を受けた場合でも本基準の規定に適合することができるように設計、製造及び組み立てを行うものとする。

4.　試験条件

4.1.　試験室とソーク場所

4.1.1.　試験室

シャシダイナモメータとガスサンプル回収装置を設置した試験室は、温度を298±５K（25±５℃）に保つものとする。なお、室温は、タイプⅠ試験の実施前と実施後の２回車両冷却ブロワ（ファン）の近くで測定するものとする。

4.1.2.　ソーク場所

ソーク場所は、298±５K（25±５℃）の温度に保たれ、5.2.4.に従って事前運転を実施する試験二輪車等が駐車することができるものとする。

4.2.　試験二輪車等

4.2.1.　調整

試験二輪車等は、自動車点検基準等に基づき点検・整備されていること。

4.2.2.　タイヤ

タイヤは、試験二輪車等の製作者がオリジナル装備として指定したタイプのものとする。タイヤ空気圧は、試験二輪車等の製作者の指定した空気圧に従うか又は道路試験中の試験二輪車等の速度とシャシダイナモメータ上で得られる試験二輪車等の速度が等しくなるように調整するものとする。

4.3.　車両分類

車両分類は以下に従うものとする。（図１参照）

総排気量とv_{max}の数値は、端数を切り上げても切り捨ててもならない。

4.3.1.　クラス１

以下の式に該当する車両は、クラス１に属する。

0.050ℓ＜総排気量＜0.150ℓかつv_{max}≦50km／h、又は

総排気量＜0.150ℓかつ50km／h＜v_{max}＜100km／h　　クラス１

4.3.2.　クラス２

以下の式に該当する車両は、クラス２に属する。

総排気量＜0.150ℓかつ100km／h≦v_{max}＜115km／h、又は

総排気量≧0.150ℓかつv_{max}＜115km／h　　サブクラス２－１

115km／h≦v_{max}＜130km／h　　サブクラス２－２

4.3.3.　クラス３

以下の式に該当する車両は、クラス３に属する。

130km／h≦v_{max}＜140km／h　　サブクラス３－１

v_{max}≧140km／h　　サブクラス３－２

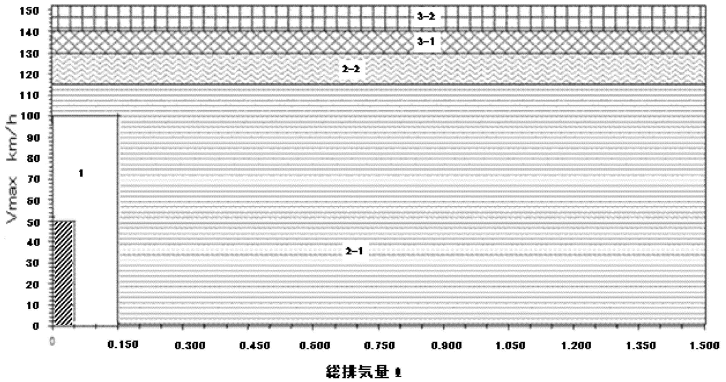


図１：車両分類

4.4.　基準燃料の仕様

試験二輪車等に使用する燃料の標準規格は、別紙１のとおりとする。

4.5.　タイプⅠ試験

4.5.1.　運転者

人員１人の重量は、75±５kgとする。

4.5.2.　試験ベンチの仕様及び設定

4.5.2.1.　シャシダイナモメータは、直径が0.400m以上のシングルローラを装備するものとする。

4.5.2.2.　シャシダイナモメータは、実際に走行した距離を測定するためのローラ回転カウンタを装備するものとする。

4.5.2.3.　シャシダイナモメータは、機械式フライホイール、電気慣性又はその他の手法でシミュレーションすること。

4.5.2.4.　シャシダイナモメータのローラは、清潔で、乾燥し、タイヤが滑る原因になるおそれのあるものが一切無い状態にするものとする。

4.5.2.5.　送風機の仕様は次のとおりとする。

4.5.2.5.1.　試験中、可変速式の冷却ブロワ（ファン）を試験二輪車等の前方に置き、実際の運転条件を模擬する形で試験二輪車等に冷却空気を送るものとする。冷却空気の風速は、シャシダイナモメータのローラの速度から±５km／hの範囲内になるようにするものとする。ただし、ローラの速度が50km／hを超える場合は、±10%の範囲内に収まれば良いものとし、また、ローラの速度が10km／h未満場合は、風速はゼロでも良いものとする。

4.5.2.5.2.　風速の測定は、ブロワの出口の全体を９の領域に分割した（ブロワの出口の水平面と垂直面の両方を３つの均等な部分に分割した）長方形の１つ１つの中心に配置される９つの測定ポイントの平均値を求めるものとする。これらの９ポイントにおけるいずれの値も上記の平均値から10%以内に収まるものとする。

4.5.2.5.3.　ブロワの出口は少なくとも0.4㎡の断面積を持ち、最下部は床の高さから50～200㎜の位置にあるものとする。ブロワの出口は、試験二輪車等の前輪の前方300～450㎜の範囲で試験二輪車等の縦軸に対し直角になるように配置するものとする。風速を測定するために使用する装置は、ブロアの出口より０～200㎜に配置するものとする。